

(6)

南方地域における
替管理関係

REEL No. A-1179

0196

アジア歴史資料センター

大日本帝國政府

免除第	案ノ一(告示案)
◎大藏省告示第	號
免除第	號
南方占領地へ旅行セントスル者官廳ヨリ支給ヲ受ケタル旅費其ノ他ノ給 與ヲ外國通貨ヲ以テ表示スル軍用手票ニ依リ携帯スル場合ニハ外國爲替 管理法施行規則第九十四條ノ規定ニ依リ同規則第十七條第一項ノ制限ヲ 免除ス	
年	日
月	
大藏大臣 賀屋 興宣	

(國定規格B5(12×18)用紙)

大日本帝國政府

謹啓	初秋ノ光景ニシテ多岐の事あり
際者長らく懸念ありし外國爲替管理法ノ施行規則ノ制限免除ノ事ニ付 既ニ拾月拾日 大臣會議相成リ 近く告示せらるる運びニ御成 候別紙ノ傍書類ハ送附ナラセ	
昭和拾五年十月十四日	
大藏省爲替局 送金課長	
長沼 三教	
青山中佐 啓	

(國定規格B5(12×18)用紙)

大日本帝國政府

年	月	日	大 藏 次 官
各 省 次 官 (後ノ總務長官ヲ除ク)			
南方占領地内海外貨運事務ニ關スル取替積和ノ件			
南方占領地内旅行費ガ支給ノ取替其ノ他ノ給與ヲ外貨運票ニ依リ拂替 スル場合ニハ外貨運事務管理施行規則第十七條第一項ノ規定ニ依リ許 可ヲ得スルニ付ト相成積和令同本規則ヲ免除スルニ付ト相成タルニ 付(昭和十七年 月 日大藏省告示第 號 附參照) 各省ニ於 テ該費其ノ他ノ給與ヲ支給スル場合ハ日本銀行ニ於ケル外貨運票トノ 引換上必要有之ニ付各省支出官又ハ出納官吏ヨリ旅行費ニ對シ該費支 給證明書交付方領取計相成積和此取及相會候也			

(國定規格B5(12×17)紙)

大日本帝國政府

年	月	日	大 藏 次 官
陸 海 軍 次 官 兼			
南方占領地内海外貨運事務ニ關スル取替積和ノ件			
南方占領地内軍人軍屬ガ支給ノ給與其ノ他ノ給與ヲ外貨運票ニ依リ 拂替スル場合ニハ外貨運事務管理施行規則第十七條第一項ノ規定ニ依 リ許可ヲ得スルニ付ト相成積和令同本規則ヲ免除スルニ付ト相成タル ニ付(昭和十七年 月 日大藏省告示第 號 附參照) 貴 省ニ於テ該費其ノ他ノ給與ヲ支給スル場合ハ日本銀行ニ於ケル外貨運 票トノ引換上必要有之ニ付各省支出官又ハ出納官吏ノ旅 費支給證明書交付方領取計相成積和此取及相會候也			

(國定規格B5(12×17)紙)

大日本帝國政府

年	月	日	第	號	告示
南方占領地内旅行若官給ノ旅費其ノ他ノ給與ヲ外貨軍票ニ依リ給與スル場合ニハ外國貨幣管理法施行規則ニ依リ外貨軍票ヲ用テ給與セザル旨昭和十七年 月 日大藏省告示第 號ヲ以テ告示給與旅費事件ニ關シ各官及官及日本銀行職員旅費給與規則乃前條ノ趣キ適用致セザル旨特ニ附則トシ相成度 右及前條告示 向軍人軍票ノ換當金ニシテ金額千圓以下ナルトキハ軍人軍票多ク給與セザル旨昭和十七年 月 日大藏省告示第 號ニ依リ給與セザル旨及給與金ノ換當率ノ算定方法等ニ關シ特ニ告示給與旅費 給ノ換當率ノ算定方法等ニ關シ特ニ告示給與旅費					

(固定規格B5二六×三七センチ)

大日本帝國政府

年	月	日	第	號	告示
日本銀行附屬 宛 南方占領地内對外貨表示軍票 攜帶ニ關スル制限免除ノ件 今般南方占領地内旅行若官給ノ旅費其ノ他ノ給與ヲ外貨軍票ニ依リ攜帶スルニ付テハ外國貨幣管理法施行規則第十七條第一項ノ制限ヲ免除スルコトニ相成候ニ付昭和十七年 月 日大藏省告示第 號(各省支出官又ハ出納官吏ノ旅費支給證明書ニ依リ右ノ制限ノ上外貨軍票ト別換方取計相成度)					

(固定規格B5二六×三七センチ)

大日本帝國政府

案ノ大	年 月 日	爲 替 局 長
朝鮮總督府財務局長	南 方 占 領 地 向 旅 行 者 ガ 官 給 ノ 旅 費 其 ノ 他 ノ 給 與 ナ 外 貨 軍 票 ニ 依 リ 換 替 ス ル 場 合 ニ ハ 外 國 爲 替 管 理 法 施 行 條 則 ニ 依 ル 許 可 ヲ 要 セ ザ ル 旨 閣 下 以 テ 告 示 相 成 候 様 本 件	
和十七年 月	日 大 藏 省 告 示 第 號	
ニ 關 シ 各 省 次 官 及 日 本 銀 行 國 庫 院 規 則 第 一 乃 至 三 ノ 通 リ 通 知 相 成 候		
ニ 付 有 御 通 知 申 上 候		
尙 軍 人 軍 票 ノ 換 替 命 額 千 圓 以 下 ナ ル ト キ ハ 軍 人 軍 票 總 々 ル 身 分 ヲ 確 認 ス ル ヲ 以 テ 足 リ 千 圓 以 上 ノ 場 合 ハ 更 ニ 軍 人 軍 票 ノ 發 行 ス ル 旅 費 支 給 ノ 證 明 書 ノ 呈 示 ヲ 求 メ テ 通 關 方 取 計 政 務 機 關 併 セ テ 御 通 知 申 上 候		

(規定規格B5ハニニ五紙)

朝鮮總督府財務局長
 大日本帝國政府
 和十七年 月 日
 爲 替 局 長
 南 方 占 領 地 向 旅 行 者 ガ 官 給 ノ 旅 費 其 ノ 他 ノ 給 與 ナ 外 貨 軍 票 ニ 依 リ 換 替 ス ル 場 合 ニ ハ 外 國 爲 替 管 理 法 施 行 條 則 ニ 依 ル 許 可 ヲ 要 セ ザ ル 旨 閣 下 以 テ 告 示 相 成 候 様 本 件
 和十七年 月 日 大 藏 省 告 示 第 號
 ニ 關 シ 各 省 次 官 及 日 本 銀 行 國 庫 院 規 則 第 一 乃 至 三 ノ 通 リ 通 知 相 成 候
 ニ 付 有 御 通 知 申 上 候
 尙 軍 人 軍 票 ノ 換 替 命 額 千 圓 以 下 ナ ル ト キ ハ 軍 人 軍 票 總 々 ル 身 分 ヲ 確 認 ス ル ヲ 以 テ 足 リ 千 圓 以 上 ノ 場 合 ハ 更 ニ 軍 人 軍 票 ノ 發 行 ス ル 旅 費 支 給 ノ 證 明 書 ノ 呈 示 ヲ 求 メ テ 通 關 方 取 計 政 務 機 關 併 セ テ 御 通 知 申 上 候

大日本帝國政府

陸軍省	陸軍大臣	陸軍少将	陸軍中佐	陸軍少佐	陸軍中尉	陸軍少尉	陸軍中士	陸軍少士	陸軍兵
海軍省	海軍大臣	海軍少将	海軍中佐	海軍少佐	海軍中尉	海軍少尉	海軍中士	海軍少士	海軍兵
内務省	内務大臣	内務少将	内務中佐	内務少佐	内務中尉	内務少尉	内務中士	内務少士	内務兵
外務省	外務大臣	外務少将	外務中佐	外務少佐	外務中尉	外務少尉	外務中士	外務少士	外務兵
文部省	文部大臣	文部少将	文部中佐	文部少佐	文部中尉	文部少尉	文部中士	文部少士	文部兵
司法省	司法大臣	司法少将	司法中佐	司法少佐	司法中尉	司法少尉	司法中士	司法少士	司法兵
農商務省	農商務大臣	農商務少将	農商務中佐	農商務少佐	農商務中尉	農商務少尉	農商務中士	農商務少士	農商務兵
逓信省	逓信大臣	逓信少将	逓信中佐	逓信少佐	逓信中尉	逓信少尉	逓信中士	逓信少士	逓信兵
拓務省	拓務大臣	拓務少将	拓務中佐	拓務少佐	拓務中尉	拓務少尉	拓務中士	拓務少士	拓務兵
陸軍省	陸軍大臣	陸軍少将	陸軍中佐	陸軍少佐	陸軍中尉	陸軍少尉	陸軍中士	陸軍少士	陸軍兵
海軍省	海軍大臣	海軍少将	海軍中佐	海軍少佐	海軍中尉	海軍少尉	海軍中士	海軍少士	海軍兵
内務省	内務大臣	内務少将	内務中佐	内務少佐	内務中尉	内務少尉	内務中士	内務少士	内務兵
外務省	外務大臣	外務少将	外務中佐	外務少佐	外務中尉	外務少尉	外務中士	外務少士	外務兵
文部省	文部大臣	文部少将	文部中佐	文部少佐	文部中尉	文部少尉	文部中士	文部少士	文部兵
司法省	司法大臣	司法少将	司法中佐	司法少佐	司法中尉	司法少尉	司法中士	司法少士	司法兵
農商務省	農商務大臣	農商務少将	農商務中佐	農商務少佐	農商務中尉	農商務少尉	農商務中士	農商務少士	農商務兵
逓信省	逓信大臣	逓信少将	逓信中佐	逓信少佐	逓信中尉	逓信少尉	逓信中士	逓信少士	逓信兵
拓務省	拓務大臣	拓務少将	拓務中佐	拓務少佐	拓務中尉	拓務少尉	拓務中士	拓務少士	拓務兵

(國定規格のニシテ)

(英文附)

軍部ニ於テ

昭和十七年四月一日

陸軍省

各官階級守行

本邦、南洋、外地

自給ノ付

海軍

次官 南方政務部 局長

局長	副局長	第一課長	第二課長	第三課長	第四課長	第五課長	第六課長	第七課長	第八課長	第九課長	第十課長
----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

第六委員會決定ニ關スル件 軍務局 第一課長

南方政務部 (二七、一、一)

兵備局第二課 17.1.13 接 受

17.1.14 接 受

南方地域トノ間ニ於ケル送金ニ關スル對圓貨換算率等ニ關シ別紙案ノ
 通奉日幹 農務局 農林部 省略シ委員決定方取運フコトニ協
 致候處本 郵務局 郵務部 省略シ委員決定方取運フコトニ協
 認テ得度

經理局 第一課長 局員

南方經濟對策要綱 南方現地間ノ送金ヲ一切遮斷シ貿易資金ハ軍事
 費ヲ以テ賄フコトニ決定ヲ見タルモ南方開發ニ伴フ必要ノ旅行者ノ
 經營居留民ノ郷里送金其他軍事費ヲ以テ賄代リノ恒ニ耐エザルモノ
 モアリ不得巳ノ送金ニ關シ換算率ヲ決定スルノ要アリ
 右決定ニ當リテハ開戦ヲ契機トシ南方經濟大變動ヲ見ソノ瞻慮モ定

海軍

通を御覽
第一結算
通商本
艦本日

六官
海軍

A	B
C	D

軍務
第一結算
海軍中

第二課長
81.11
受託

マラズ他方現地放通貨ノ大部分ヲ占ムル軍票換算率チ一対一ト定
ノタル點チ考慮スル時ハ益當ハ軍票換算率ヲ基準トスルノ外他ニ
當ノ基準チ取ノ難キニ付テ益當チ採用シ一対一定ノ令附南方
第一應ノ安定ヲ見タル時ニ之チ改定スルノ外ナシ

海軍

第一編 支那の歴史
第二章 支那の地理
第三節 支那の交通

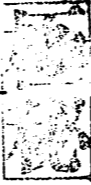
三〇板

南方地域トノ間ノ送金ニ關スル對圓貨換算率等ニ
關スル件

(昭和二十一年一月)
第百一十二号

- (1) (イ) 本邦ト南方占領地域(甲地域)間ニ於ケル送金ハ軍關係ノモノヲ除キ差當リ原則トシテ之ヲ認メス但シ時ニ必要ナル場合ニ限り爲替管理ノ運用ニ依リ之ヲ認ムルコト
- (ロ) 右送金ヲ認ムル場合ニ適用スヘキ對圓貨換算率ハ差當リ一對一トスルモ右ハ今後實情ニ即シ改訂スルコトアルモノトス
- (2) 前項實行ニ伴ヒ現地關係本邦人ノ利害關係ヲ考慮シ左記措置ヲ講スルコト
 - (イ) 本件ニ關聯シ不當ナル損失ヲ蒙ル虞アル本邦人ニ對シテハ救済措置ニ關シ適當ニ考慮スルコト
 - (ロ) 在留本邦人農業者ノ生産物賣ノ買上價格又ハ之ニ對スル

大日本帝國政府



7/25

爲替換算率決定ノ原則

一、異種通貨地域間ノ物資、資金ノ相互移動ヲ阻滑ナラシムル通貨金
 融手段トシテハ究極ニ於テ實質上之ヲ單一通貨地域トナシ物資、
 資金ノ交流ヲ洽セ國內ニ於ケル夫レノ如ク措置スルヲ理想トシ
 二、爲替換算率ノ決定ハ右ノ實行措置ニ他ナラズ即チ本邦通貨ト種類
 ヲ異ニシ其ノ價值ヲ異ニスルモノニ對シテハ其レニ即應スル爲替
 換算率ヲ決定スベキモノナルコト例ヘバ凸凹面體ニ對シテハ凹面體
 ヲ挿ミ之ヲ正面體ニ轉出スガ如ク鏡ヲ選定スベキガ如シ
 而シテ通貨ノ價值ハ其ノ購買力ニ表現セラルルガ故ニ爲替換算率
 ハ畢竟物價ノ即而ニ重箱ヲ置キ之ヲ本邦初價ト比較衡量シ兩者ヲ

- ニ(1) 配給物資價格ニ關シテハ特別ノ考慮ヲ拂フコト
 佛印、泰ニ關シテモ速カナル機會ニ實情ニ即シ其ノ通貨ノ對
 圓換算率ノ改訂ニ付考慮スルコト
- (2) 南方諸地域間ノ物資交流ヲ促進スル爲メ右地域間ノ爲替關係
 ノ處理方法ヲ速カニ樹立スルコト

海軍

大日本帝國政府

平準化スル爲、通商ナレバ、類ク決定スベキセ、トス
其本邦ノ爲務機關、決定ニ付テハ本邦ニ於テ確立スル根本方針決定セラレ得レリニ
ナ一纏レ日本國中心主義ヲ確立スル根本方針決定セラレ得レリニ
此テハ無異軍令決定、或新ヲ爲ス各區域各州、物價ハ日本國、有ツ
通商ハ中心ニ之ニ對スル比較ヲ基礎トスベキセ、ナレト共、日本
本國ハ今ヤ獨リ本邦、ミナラズ大東亞共榮圈全境、共通通商決定
通商ニシテ共榮圈全体、基本通商ナレテ以テ日本國、有ツ購買力
ハ本邦ニ於ケル物價指數、ミナラズ其、支配スル大東亞全境、物
價指數ニ復現ヒラルベキセ、トス
以テツテ共榮圈内各區域間ハ比較購買力、日本國ニ對スル爲務後

大日本帝國政府

算率ハ比律實ノ物價ノ比律實ヲ除ク共榮圈諸地域ノ物價ニ對スル
比率ニ依リ之ヲ決定シ爲スベキモノナルガ石ノ物價比較ニ付テハ
成ルベク共通ノ重要物資ヲ採ルヲ便宜トスベキ處大東亞共榮圈ハ
大体ニ於テ米食人種ナルヲ以テ石ニ關シテハ米ノ價格ヲ基礎トス
ルコト最モ適當ナリト認メラル
其尙物價ノ比較ニ付テハ先ヅ現状ニ重點ヲ置キ更ニ將來ノ物價ノ
向キ洞察シ之ヲ加味スルノ必要アルト共ニ成ルベク多數ノ物資ヲ
採リ上グルコト理想ニシテ尙此ノ外共榮圈各區域ノ資源、生産力、
資本ノ諸擧等ヲ併セ勘按スルコト理想ナルベシ
六日本國ノ共榮圈外諸國通商ニ對スル爲務算率ニ付テハ本邦ノミ

大日本帝國政府

ナラズ共榮國ヲ訂ツテ一九トムル經濟ヲ基礎ニ大東亞全域ニ於ケル
ル發展力ヲ相手方通實、進ノ區域經濟ニ於ケル發展力ニ比較シ
ニ將來ノ見込ヲ之ニ關係シ決定セラルベキセトス
七、通商條約ハ右ノ如キ方法ニ依リ以テ通商ニ決定ヲ見タル場合
ト雖所餘石ハ大數通商ヲ基礎トスル經濟力ナリテ以テ數多キ國々
ノ物産ニ依リテハ右換算率ノミヲ以テシテハ悉ク通商の其ノ交
流ノ通商ヲ期スルコト困難ナリ、之ガ爲ニハ別途通商條約ノ締結
ヲ期スルノ要アルベキモ右ニ付テハ從來共同内物産ニ關シテモ
物産ニ依リテハ、生産補助金、運送補助、特種取扱等其ノ生産又ハ
移動ニ付補助ヲ施シ活レルヲ以テ必要ニ關シ少ク共共其國內ニ於

大日本帝國政府

テ右措置ヲ執ルニ付テハ別段之ヲ問題ニスルノ要ナカルベシト思
料ス
八、大東亞各地域ノ國際收支ハ日本國ニ依ル本邦ニ於ケル綜合決済制
度ノ採用ニ依リ以テ日本ニ對スル貸借ニ表現セラレ然レ右收支ハ
大東亞共同理念ニ基キ發展セラレタル適切ナル防衛計畫、經濟計
畫ノ實行ヲ具現セル絶對至上ノ要綱ニ基ク結果ニシテ共榮國內ノ
地域別收支ニ過ギズ、右ハ各地域ノ分擔スル地位幾分ニ依リ軍
事的、政治的、經濟的ニ其ノ職守ヲ最高度ニ發揮セシムベク本邦自
ラ之ヲ決定スルモノナルヲ以テ爲替換算率ノ決定ニ當リテハ過去
ニ於ケルガ如ク國際收支ノ狀況ヲ重要視スベキモノニ非ザルガ之

大日本帝國政府

ト同時ニ一面各地域ト本邦ト、政治的經濟的親縁、結合ニ應ジ前
述ノ事實ヲ平價方式ニ或ル程度、調整ヲ加フル、必要ヲ生ズメシ
例ハハ滿洲、北支ハ本邦、兩端ニシテ本國並其外圍、中領ヲ成ス
トナシ、其土貿易以外、投資關係密著ナルモ、アルヲ以テ他ノ
地域トハ或ル程度別ニ取扱フ、要アルニモ、其ノ他、地域中ト地況
治形懸殊ヨリシテ之ニ適スル措置ヲ講ズル必要ヲ生ズメシ



極秘

陸軍

占領地ニアル第三國在留人ニ對スル送金ノ件

昭和十七年三月
軍務課

占領地ニアル敵性ナキ第三國人ノ生活維持ノ爲ノ送金ニ就キテハ現下日本ト占領地トノ間ノ金融關係遮斷シアル外一般送金手段ナキ實情ニ鑑ミ差當リ左記ノ如ク措置スル事ト致度

意見
左記

記

一 現地軍ノ機密費中ヨリ貸出シ東京ニ於テ當該國公館ヨリ同額ノ圓ヲ陸軍省ニ納入セシメテ軍内ニ於テ操作ス
二 所要金額ハ生活維持ノ爲ニ送金ヲ受クル外ニ手段ナキ止ムヲ得ザル場合ニ限定スルト共ニ其金額ハ最小限ニ査定スルモノトス
又之ガ交付ニ當リテハ各別ニ一括シテ世話人ニ交付ス

備考

- 1. 一般送金可能トナラバ本措置ハ取止ムルモノトス
- 2. 敵國人ノ生活維持ニ關スル措置ハ別ニ定ム

占領地ニアル第三國在留人ニ對スル送金ノ件 昭和一七 三 四 軍務課

占領地ニアル敵性ナキ第三國人ノ生活維持ノ爲ノ送金ニ就キテハ現下日本ト占領地トノ間ノ金融關係遮斷シアル外一般送金手段ナキ實情ニ鑑ミ差當リ左記ノ如ク措置スル事ト致度

意見 左記

一 現地軍ノ機密費中ヨリ貸出シ東京ニ於テ當該國公館ヨリ同額ノ圓ヲ陸軍省ニ納入セシメテ軍内ニ於テ操作ス

二 所要金額ハ生活維持ノ爲ニ送金ヲ受クル外ニ手段ナキ止ムヲ得ザル場合ニ限定スルト共ニ其金額ハ最小限ニ査定スルモノトス又之ガ交付ニ當リテハ各國別ニ一括シテ世話人ニ交付ス

備考

- 1. 一般送金可能トナラバ本措置ハ取止ムルモノトス
- 2. 敵國人ノ生活維持ニ關スル措置ハ別ニ定ム

陸軍省軍務課
中村雅郎
陸軍省軍務課
中村雅郎

3



REEL No. A-1179

D

極秘

(決定第三十八號)

南方甲地域ニ於ケル事業ノ費用等ノ取扱ニ關スル件

昭和十八年三月十日
大東亞省連絡委員会第一號(決定)

一、南方甲地域ニ於ケル事業(南方事業)ニ付テハ格當者ノ他ノ事業トモ別シテ其ノ收支計算ヲ爲サシムルモノトス

二、南方事業ニ屬スル費用ニシテ圓枹ノモノヲ現地通貨建ニテ集計シ又ハ現地通貨枹ノモノヲ圓建ニテ集計セントスル場合ニ於テハ之カ標準率

ハ差当リ豫算上適用スル標準率ニ依ルモノトス

三、南方事業ニ屬スル費用ニシテ本部ニ於テ支拂ヲ要スルモノニ付テハ格當者ノ資金状態、費用ノ性質等ヲ勘察シ營業ノ承認スル限度ニ於テ其ノ資金ノ本部向送金ヲ認ムルモノトス

四、担当者ノ資金状態其ノ他ノ事情ニ依リ特別ノ必要アル場合ニ於テハ前項ニ準シ南方事業ヨリ生シタル利益金ノ送金ヲ認ムルモノトス

(別表)

(昭和十七年三月十七日海軍公報(部内限))

内外地間旅行者ノ通貨携帶取扱方法

一七、三一六

旅行先	使用通貨種類	取扱方法	備考	
南方占領地域	外貨軍票	<ol style="list-style-type: none"> 出發前最寄經理部(東京ハ經理局)ニテ交換スルコト 急速且已ムヲ得ザル場合ニハ邦貨ヲ携帶スルコトヲ得但シ此ノ場合ハ次號ニ依リ交換スルコト 現地ニ在リテハ特設經理部又ハ艦船部隊等ニテ交換スルコト 携帶額ハ特ニ制限ナキモ所要ノ最小限度タルコト 部外者ニシテ海軍關係要務ヲ以テ旅行スル者ニ就テモ前各號ニ準ズ(但シ要務廳又ハ幹旋廳ニテ適宜ノ證明書ヲ携帶セシムルコト) 内地歸着後邦貨トノ引換モ前各號ニ準ズ 	<ol style="list-style-type: none"> 内地歸着後邦貨トノ引換ハ近ク日本銀行(本支店及主要代理店)ニ於テ取扱フ豫定 各種軍票ト邦貨トノ換算率ハ等價トス 	
佛	ピアストル (ノ號軍票)	<ol style="list-style-type: none"> 邦貨二百圓迄携帶スルコトヲ得 前號ノ超過額ハ信用狀(正金銀行ニテ取組)トシテ携帶スルコト但シ信用狀取組ノ際主計長又ハ之ニ準ズル者ノ發行セル旅費支給證明書ヲ呈示スル要アリ 佛印入國ノ際携帶セル邦貨ハ正金銀行支店、出張所、西貢經理部又ハ所在艦船部隊等ニ於テ「ビ」貨(又ハノ號軍票)ト交換スルコト ノ號軍票ハ軍隊内部ニ於テノミ使用シ對外支拂ニハ使用セズ 海軍ヨリ旅費ノ支給ヲ受ケザル部外者ハ信用狀ヲ取組ム際大藏大臣ノ許可ヲ要ス 歸路出國ノ際「ビ」貨ハ西貢經理部又ハ所在艦船部隊等ニ於テ邦貨ト交換スルコト 内地向旅行者ガ本邦通貨ヲ携帶輸入スル場合ハ税關ニ通貨輸入報告書ヲ提出スルヲ要ス 	<ol style="list-style-type: none"> 信用狀ニ依ル佛貨ノ受領ハ正金銀行盤谷支店トス 「バーツ」ハ邦貨約一圓五十五錢七厘ナリ 	
泰	銖(バーツ) 別名チカル	<ol style="list-style-type: none"> 左記ノ外佛印ニ同ジ 軍票ヲ使用セズ 泰入國ノ際携帶セル邦貨ノ交換ハ盤谷駐在主計科士官又ハ正金銀行盤谷支店ニ於テ之ヲ取扱フ 	<ol style="list-style-type: none"> 邦貨二百圓迄携帶スルコトヲ得但シ該邦貨ハ内地出發前軍票ニ換ヘテ携帶スルコト 二百圓超過額ハ信用狀トシテ携帶スルコト信用狀取得ノ際信用狀ノ金額三百圓ヲ超過スル場合ハ證明書ヲ呈示ヲ要ス 内地ニ於ケル軍票ノ引換ハ日本銀行本支店及主要代理店(派出所)ニ於テ爲ス 内地出發前軍票トノ引換出來ザル場合ハ艦船内又ハ到着地ニ於テ交換スルコト 内地向旅行者ノ携帶輸入シ得ル金額ハ二百圓迄トス 右超過額ハ信用狀、爲替、貯金等ニ依ルコト 軍票ト邦貨トノ引換ハ現地、内地共日本銀行本支店、主要代理店(派出所)ニ於テ爲ス 	<ol style="list-style-type: none"> 邦貨ト軍票トノ交換ハ無手数料且等價トス
中華國民(別掲ル地域ヲ除ク)	軍票 (戊號)	<ol style="list-style-type: none"> 邦貨二百圓迄携帶スルコトヲ得 二百圓超過額ハ信用狀トシテ携帶スルコト信用狀取得ノ際信用狀ノ金額三百圓ヲ超過スル場合ハ證明書ヲ呈示ヲ要ス 内地ニ於ケル軍票ノ引換ハ日本銀行本支店及主要代理店(派出所)ニ於テ爲ス 内地出發前軍票トノ引換出來ザル場合ハ艦船内又ハ到着地ニ於テ交換スルコト 内地向旅行者ノ携帶輸入シ得ル金額ハ二百圓迄トス 右超過額ハ信用狀、爲替、貯金等ニ依ルコト 軍票ト邦貨トノ引換ハ現地、内地共日本銀行本支店、主要代理店(派出所)ニ於テ爲ス 	<ol style="list-style-type: none"> 邦貨ト軍票トノ交換ハ無手数料且等價トス 	
香港	軍票 (丙號)	<ol style="list-style-type: none"> 邦貨五百圓迄携帶スルコトヲ得 右超過額ハ證明書ヲ呈示シ信用狀ヲ取組ミ携帶スルコト 内地向携帶輸入ニ付テハ中華民國ノ第五號ニ同ジ 	<ol style="list-style-type: none"> 邦貨ト軍票トノ交換ハ無手数料且等價トス 	
關東滿洲	鮮銀 圓券	<ol style="list-style-type: none"> 邦貨五百圓迄携帶スルコトヲ得 右超過額ハ證明書ヲ呈示シ信用狀ヲ取組ミ携帶スルコト 内地向携帶輸入ニ付テハ中華民國ノ第五號ニ同ジ 	<ol style="list-style-type: none"> 邦貨ト軍票トノ交換ハ無手数料且等價トス 	
東洲及滿洲	鮮銀 圓券	<ol style="list-style-type: none"> 邦貨五百圓迄携帶スルコトヲ得 右超過額ハ證明書ヲ呈示シ信用狀ヲ取組ミ携帶スルコト 内地向携帶輸入ニ付テハ中華民國ノ第五號ニ同ジ 	<ol style="list-style-type: none"> 邦貨ト軍票トノ交換ハ無手数料且等價トス 	

經機密第七號ノ一六

昭和十七年三月十六日

海軍省 經理局

關係各部御中

内外地間旅行者ノ通貨携帶等ニ關スル件

通知

首題ノ件當分ノ開別表ノ通ニ付了知相成度

(別表添)

○ 辭 令

大藏事務官 篠川 正次

第三艦隊司令部附ヲ命ス(海軍省)

稅關事務官 矢島 禧一

第三艦隊司令部附ヲ命ス(同)

爲管理官 久野 憲吉

大藏屬 篠原 昌男

同 功力 包雄

稅關事務官補 飯尾 德三

臺灣總督府屬 大橋 省吾

商工事務官 皆川 良三

鑛山監督局技師 蟹江 良長

貿易局技師 大西 董

物價局事務官 石田 幸一

鑛山監督局技師 堀 利信

商工屬 豐田 源一郎

同 岸本 康

同 野浪 喜多男

同 柏場 喜久雄

貿易局技師 福島 誠

物價局屬 遠藤 丈夫

貿易局屬 大澤 富之輔

農林技師 仲原 善一

同 藤吉 正記

同 河野 幸治

同 三橋 達郎

農林技師 人見 自治夫

同 有馬 正三

同 加賀 省三

同 筒井 慶元

(各通)

第三艦隊司令部附ヲ命ス(同)

二六七

海軍公報(部内限) 第四千四十五號

昭和十七年三月十七日

<p>(各通)</p> <p>遞信局技手 多比良喜三郎</p> <p>同 加藤 幸作</p> <p>東京海軍通信隊附ヲ免シ第三海軍軍用電信所員ヲ命ス</p> <p>工務員 坂内 豊市</p> <p>東京海軍通信隊附ヲ免シ第三海軍軍用電信所員ヲ命ス</p> <p>但シ身分ノ取扱ハ雇員トス</p> <p>遞信局技手 中村 源一</p> <p>東京海軍通信隊附ヲ免シ第三十一海軍軍用電信所員ヲ命ス</p> <p>機械工員 大西 喜夫</p> <p>東京海軍通信隊附ヲ免シ第三十一海軍軍用電信所員ヲ命ス</p> <p>但シ身分ノ取扱ハ雇員トス(以上ハ海軍省)</p> <p>遞信技師 薩川 一義</p> <p>東京海軍通信隊附ヲ免シ第三海軍軍用電信所長ヲ命ス</p> <p>通信書記 小林 昇</p> <p>同 實松 實</p> <p>同 増崎 正男</p>	<p>同 岩井新五郎</p> <p>通信書記補 松尾 清</p> <p>東京海軍通信隊附ヲ免シ第三海軍軍用電信所員ヲ命ス</p> <p>工務員 倉田 博</p> <p>遞信手 成田 秀雄</p> <p>機械工員 又吉 誠喜</p> <p>同 柴田 平三郎</p> <p>東京海軍通信隊附ヲ免シ第三海軍軍用電信所員ヲ命ス</p> <p>但シ身分ノ取扱ハ雇員トス</p> <p>遞信局技師 仲 直温</p> <p>東京海軍通信隊附ヲ免シ第五海軍軍用電信所長ヲ命ス</p> <p>通信書記 井手 六郎</p> <p>同 草野 清一</p> <p>同 山下 甚吉</p> <p>通信書記補 山本 充夫</p> <p>遞信局技手 高橋 竹義</p> <p>東京海軍通信隊附ヲ免シ第五海軍軍用電信所員ヲ命ス</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

大日本帝國政府



海軍省軍務局南方政務部 青山中代殿



本邦南方占領地域間送金ニ關スル
暫定措置ニ關スル件

三月二〇日海軍省令第三號
大藏省ヲ移ル送金課長

大日本帝國政府

本邦南方占領地域間送金ニ關スル
暫定措置ニ關スル件

本邦ト南方占領地域間ノ送金ニ關スル措置ノ大綱ハ茲ノ企畫院第六
委員會決定ノ別紙、南方占領地域トノ間ノ送金ニ關スル對圓貨換算
率等ニ關スル件ニ依リ決定セラレ本邦ト南方占領地域間ニ於ケル
送金ハ原則トシテ之ヲ匯ノザルコトトシタルモ例外的措置トシテ送
金子認ムル要アルモノ、逐次増加スル傾向ニ在リ依ツテ其ノ場合ニ於
テハ差當リ原則トシテ左記基準ニ依ルモノトス

記

一、開發資金

現地ニ於テ必要ナル開發資金ハ南方開發金庫業務開始後ハ同金庫

大日本帝國政府

ヨリノ貸出ニ仰グコトトシ夫レ迄ノ期間ニ於テ緊急處理ヲ要スル
チノハ一應現地金融機關ヲ指導シテ貸付ヲナサシメタル上金庫業
務開始後ニ於テ安スレバ適當調整スルチノトシ通常ノ送金ハ當分
ノ間之ヲ認メザルチノトス
注銀行カ貸付ニ必要ナル資金ニ不足スル場合ニ於ケル資金ノ調達ニ付テハ別途通商
ニ旅費及生活費 措置スルチトス

(1) 本邦人

旅行者ニ對シテハ渡航許可書發給方決定サルチノニ限り概ネ一
人ニ付一箇月千圓ノ標準ニ依リ旅費ノ送金(通貨券帶チ含ム)
ヲ認ムルコト

現地長期滞在者ノ現地ニ於ケル生活費ハ概ネ一人ニ付一箇月五

大日本帝國政府

百圓ノ標準ニ依リ送金ヲ認ムルコト

渡航者及滞在者ヲ通ジ現地ニ於テ資産營業等ヲ有シ自活シ得ベ
キモノニ對シテハ送金ヲ認メズ

(2) 中立國人

外務省ト連絡ノ上特ニ必要アルモノニ付テハ本邦人ニ準ジ取扱
フコト

(3) 敵國人

現地ニ於ケル生活維持上必要ナル最低限度ニ於テ生活費ノ送金
ヲ認ムルコト

三其ノ他

大日本帝國政府

軍事上必要ナルモ、其ノ他特殊ノ事由アルモ、ニ限り送金ヲ認ムルコト

本邦向送金

居留民ノ帰里送金、本邦經濟^支凋弊ニ充ツル爲、利金送金等必要已ムヲ得ザルモ、ニ付テハ抑制セザル方針ヲ採ルコト

軍人軍屬又ハ軍ノ引換證明書ヲ所持スル者ノ軍票ノ携帶輸入ハ之ヲ認ムル^支措置スルコト

右以外ノ者ノ一人當^支り^支十^支圓相^支償^支以下ノ携帶輸入ニ付亦同ジ

送金ノ方法

(1) 兩方占領地或軍政當局ハ其ノ地本邦銀行ヲシテ本邦ヨリ、派仕

大日本帝國政府

向送金ノ支拂又ハ信用狀ニ蓋ク手形ノ買取ヲ認メ速ニ之ガ取扱

ヲ爲サシムルコトトシ右取扱開始ニ伴ヒ一^支封^支一^支封^支ノ封國貨^支換^支率

ヲ以テ^支封^支送^支金^支ヲ爲^支サシムルコト

(2) 銀行ヲ通ズル送金ノ可能ナル地域迄一^支封^支送^支金ノ上該地域ニ於テ

所要軍票ト交換現送スルコト

(3) 爲替又ハ信用狀ニ依ル送金不可能ナル地域へ、送金ニ付テハ内

地ヨリ其ノ地通貨表示ノ軍票ノ現送ヲ認ムルコト

右ノ場合ニ於ケル其ノ地通貨表示ノ軍票トノ交換ハ日本銀行本

支店又ハ全行特定代理店ヲシテ之ヲ取扱ハシムルコト

交換比率ハ差^支盛^支リ^支等^支價^支トスルコト

大日本帝國政府

- (4) 南方中地城間航行者ニ對シテ渡航許可書ヲ發給セントスル際ハ出發前本邦通貨ヲ南方中地城通貨表示ノ單票ト交換セシムルコト尙稅關、船醫社等ニ通牒シ右交換方實行ヲ勸奨セシムル權權置スルコト
- 右ノ場合ニ於ケル交換ノ場所、交換比率ニ付テハ前項ニ準ズルモノトスルコト
- (5) 以上ノ各方法ニ關シテハ外國爲替管理法ニヨリ許可申請手續ヲ採ラシムルコト

大日本帝國政府

- 一、(1) (イ) 本邦ト南方占領地域（甲地域）間ニ於ケル送金ハ軍關係ノモノヲ除キ差當リ原則トシテ之ヲ認メス但シ特ニ必要ナル場合ニ限り爲替管理ノ運用ニ依リ之ヲ認ムルコト
 - (ロ) 右送金ヲ認ムル場合ニ適用スヘキ對國貨換算率ハ差當リ一對一トスルモ右ハ今後實情ニ即シ改訂スルコトアルモノトス
 - (2) 前項實行ニ伴ヒ現地關係本邦人ノ利害關係ヲ考慮シ左記措置ヲ講スルコト
 - (イ) 本件ニ關聯シ不當ナル損失ヲ蒙ル虞アル本邦人ニ對シテハ救濟措置ニ關シ適當ニ考慮スルコト
- 南方地域トノ間ノ送金ニ關スル對國貨換算率等ニ關スル件（企畫院第六委員會決定）

大日本帝國政府

- (ロ) 在留本邦人農績業者ノ生産物資ノ買上價格又ハ之ニ對スル配給物資價格ニ關シテハ特別ノ考慮ヲ拂フコト
- ニ(1) 佛印、泰ニ關シテモ速カナル機會ニ實情ニ即シ其ノ通貨ノ對圓換算率ノ改訂ニ付考慮スルコト
- (2) 南方諸地域間ノ物資交流ヲ促進スル爲メ右地域間ノ爲替關係ノ處理方法ヲ速カニ樹立スルコト

秘

本件 事務局長 經理 印長 宛 通牒
各特務員 宛
海軍 陸軍 各局長 宛 經理 印長 宛 通牒

海軍 陸軍 各局長 宛

本邦ト南方占領地域間ノ送金ニ關スル暫定處置

本邦ト南方占領地域間ノ送金ニ關シテハ別紙企畫院第六委員會決定(南方占領地域トノ間ノ送金ニ關スル對圓貨換算率等ニ關スル件)ニ基キ差當リ左記基準ニ依リ取扱フモノトス

記

第一、現地向送金

一、開發資金

通常送金ハ當分ノ間之ヲ認メザルコトトス、從ツテ現地ニ於テ要スル開發資金ハ南方開發金庫ヲシテ貸付ヲ爲サシムルモノトス、開發金庫業務開始迄ノ期間ニ於テ緊急所要ノ分ハ一應現地金融機關ヲ指導シテ貸付ヲ爲サシメタル上開發金庫業務開始後ニ於テ要スレバ適當調整スルモノトス、現地金融機關ノ貸付所要資金ノ調

海軍

明
當ニ本邦駐在ニ於テ更ニ
本邦イ南七古語其間ノ
本邦イ南七古語其間ノ

12月 1941年 12月 1941年

二 旅費及生活費

- 三 其ノ他
- (1) 本邦人 渡航許可書ノ交付ヲ受ケタル者ニハ概ネ一人宛一箇月千圓ノ標準ニ依リ旅費ノ送金(通貨携帯)ヲ認ムルコト、ス
 - (2) 中立國人 現地滞在者ノ生活費ハ概ネ一人宛一箇月五百圓ノ標準ニ依リ送金ヲ認ムルコト、ス
 - (3) 敵國人 現地ニ於ケル生活維持上必要ナル最低限度ニ於テ生活費ノ送金ヲ認ムルコト、ス

海軍

本邦人 新機
拍ノ各機ニ於テ
小紙費又由拍費
論ニ據テハ誤ク

軍事上必要ナルモノ其ノ他特殊ノ事由アルモノニ限り送金ヲ認ム
ルコトトス

第三、本邦向送金

一、軍人軍屬又ハ軍ノ引換證明書ヲ所持スル者ノ軍票ノ携帶輸入ハ之
ヲ認ムルコトトス

二、前號以外ノ者ノ携帶輸入ハ差向キ一人宛二百圓迄認ムルコトトス

三、居留民ノ郷里送金、本社経費支辨ニ充ツル爲ノ利益金送金等必要
已ムヲ得ザルモノニ付テハ之ヲ抑制セザル方針ヲ採ルコトトス

第三、送金ノ方法

一、南方占領地域軍政當局ハ其ノ地本邦銀行ヲシテ本邦ヨリノ被仕向
送金ノ支拂又ハ信用狀ニ基ク手形ノ買取ヲ認メ速ニ之ガ取扱ヲ爲
サシムルコトトシ右取扱開始ニ俾ヒ一對一ノ對圓貨換算率ヲ以テ
爲替送金ヲ爲サシムルコト

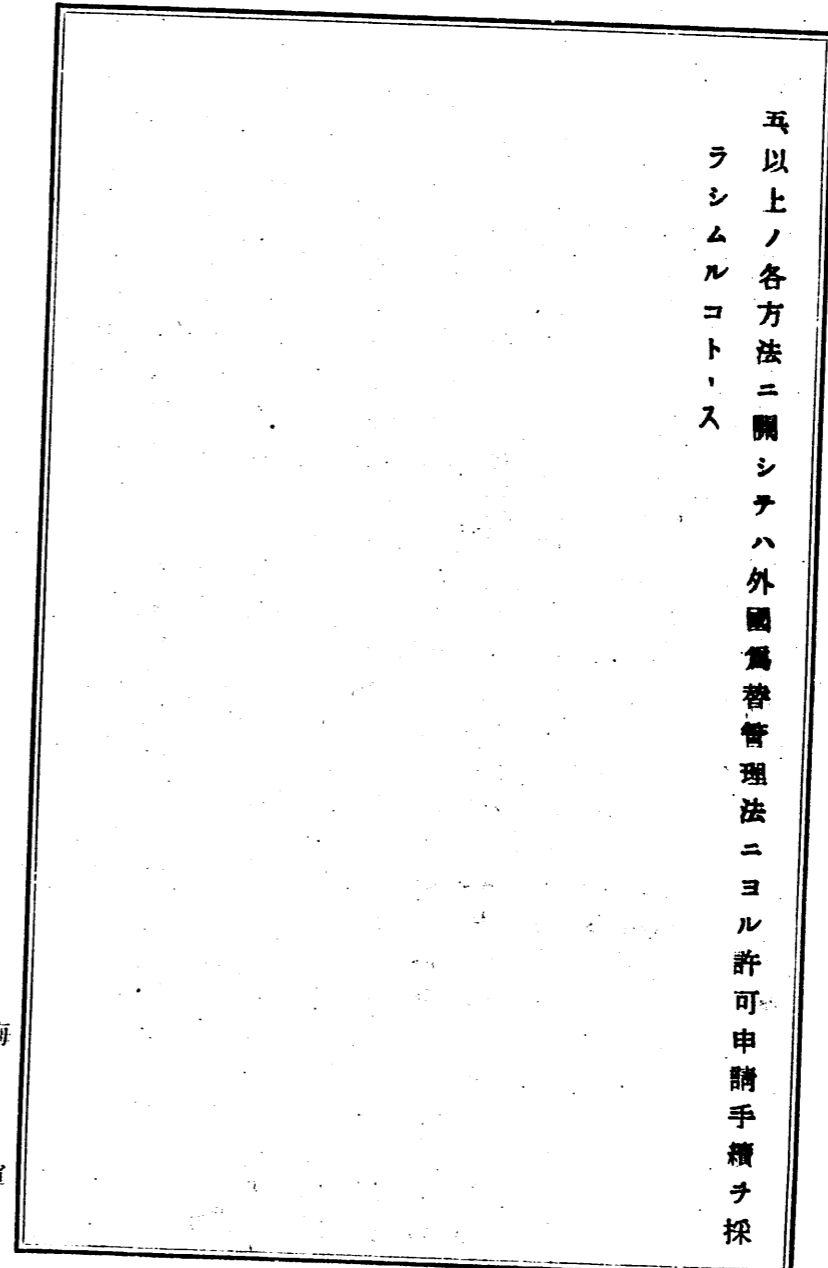
海
軍

軍人軍艦又く軍ノ用
日本銀行送金
シロイイヌ
軍部ニ送附ナラホ

三 銀行ヲ通ズル送金ノ可能ナル地域迄一應送金ノ上該地域ニ於テ所
要軍票ト交換現送スルコト、ス
ニ 爲替又ハ信用狀ニ依ル送金不可能ナル地域ヘノ送金ニ付テハ内地
ヨリ其ノ地通貨表示ノ軍票ノ現送ヲ認ムルコト、ス
右ノ場合ニ於ケル其ノ地通貨表示ノ軍票トノ交換ハ日本銀行本支
店又ハ同行特定代理店チシテ之ヲ取扱ハシムルコト、ス
交換比率ハ差當リ等價トスルコト、ス
四 南方甲地域向旅行者ニ對シ渡航許可書ヲ發給セントスル際ハ出發
前本邦通貨チ南方甲地域通貨表示ノ軍票ト交換セシムルコト尙稅
關、船會社等ニ通牒シ右交換方實行ヲ勸奨セシムル様措置スルコ
ト、ス
右ノ場合ニ於ケル交換ノ場所、交換比率ニ付テハ前項ニ準ズルモ
ノトスルコト

海
軍

五、以上ノ各方法ニ關シテハ外國爲替管理法ニヨル許可申請手續ヲ採
ラシムルコトトス



五、以上ノ各方法ニ關シテハ外國爲替管理法ニヨル許可申請手續ヲ採
ラシムルコトトス

海
軍

REEL No. A-1179

「別紙」

南方地域トノ間ノ送金ニ關スル對圓貨換算
率等ニ關スル件（企畫院第六委員會決定）

- (1) (イ) 本邦ト南方占領地域（甲地域）間ニ於ケル送金ハ軍關係ノモノ
ヲ除キ差當リ原則トシテ之ヲ認メス但シ特ニ必要ナル場合ニ限り
爲替管理ノ運用ニ依リ之ヲ認ムルコト
- (ロ) 右送金ヲ認ムル場合ニ適用スヘキ對圓貨換算率ハ差當リ一對一
トスルモ右ハ今後實情ニ即シ改訂スルコトアルモノトス
- (2) 前項實行ニ伴ヒ現地關係本邦人ノ利害關係ヲ考慮シ左記措置ヲ購
スルコト
- (イ) 本件ニ關聯シ不當ナル損失ヲ蒙ル虞アル本邦人ニ對シテハ救済
措置ニ關シ適當ニ考慮スルコト
- (ロ) 在留本邦人農業者ノ生産物資ノ買上價格又ハ之ニ對スル配給
物資價格ニ關シテハ特別ノ考慮ヲ拂フコト

海軍

(1) 右列各々國ノ其ノ
國幣ノ額ニ對シ
テ其ノ貨幣ニ對シ
(2) 本邦ノ其ノ
國幣ニ對シ
其ノ貨幣ノ額ニ對シ

ニ
(1) 佛印、泰ニ關シテモ速カナル機會ニ實情ニ即シ其ノ通貨ノ對圖
換算率ノ改訂ニ付考慮スルコト
(2) 南方諸地域間ノ物資交流ヲ促進スル爲メ右地域間ノ爲替關係ノ
處理方法ヲ速カニ樹立スルコト

海
軍

(ハ) 南西方面陸軍政務任地境ト滿洲國及中華民國間トノ郵便爲替ノ交
換ニ付テハ現地ニ於ケル諸情勢ヲ考慮ノ上追テ開始時機ヲ決定スルモ
ノトス

三 金額ノ表示、受拂通貨

爲替金額ハ本邦通貨圓及錢ヲ以テ表示シ現地側ニ於ケル受拂通貨ハ當分
ノ内用手票ニ限ルモノトス

四 金額制限

本邦内國郵便爲替ニ於ケルト同額トス

五 送金制限

帝國振出ノモノニ付テハ爲替管理法ニ依ルモノトシ現地振出ノモノニ付
テハ現地ニ於ケル爲替管理ノ方針ニ依ルモノトス

六 爲替ノ有効期間

郵便爲替爲替ノ有効期間ハ其ノ發行ノ日ヨリ百二十日トス

七 取扱局

(イ) 郵便局事務

帝國及南西方面陸軍政務任地境外トノ爲替事務取扱郵便局ヲ左ノ
通トシ南西方面陸軍政務任地境內ニ於ケル爲替事務取扱郵便局ハ

西方面陸軍政府總監之ヲ定ムルモノトス

マカツサル郵便局	爲替記號ハ「遠い」、局番號ハ「海軍一」トス
ノナド	同 「遠ろ」、 「海軍二」トス
バンジエルマシントン	同 「遠は」、 「海軍三」トス
バリツクババン	同 「遠に」、 「海軍四」トス
ボンチャナツク	同 「遠ほ」、 「海軍五」トス
アンボン	同 「遠こ」、 「海軍六」トス

(ロ) 直接監視事務（内地郵便局ニ於ケル）

セレベス民政政府交通土木局
爲替管理廳事務（原料ト統濟證書ノ照査及再度
爲替證書發行事務等）
當分ノ内國信省貯金局

八 資金ノ計理

現地側ニ於ケル郵便爲替ニ要スル資金ハ貯金局ニ於テ之ガ計理ヲ爲シ
現地郵便局ニ於テ資金ノ缺乏ヲ來シタルトキハ之ガ補充ヲ貯金局ニ請
求シ又過剰金ヲ生ジタルトキハ同局ニ納付スルモノトス
資金及過剰金ノ授受ニ付テハ現地各郵便局ト日本銀行現地代理店トノ
間ニ日本銀行便ニ依リ之ヲ爲スモノトス

九 所要物品

本業務ニ關シ現地側ニ於テ使用スル物品ハ成ルベク現地ニ於テ之ヲ調
辨スルモ現地ニ於テ調辨スルニト能ハザルモノハ便宜逕信省ニ委託シ
之ガ調辨ヲ爲スモノトス

十 取扱開始期日

昭和十七年十二月一日ヲ日途トシ準備ヲ進ムルモノトシ追テ決定ノ上
關係各部ニ通知ス

十一 其ノ他

- (イ) 其ノ他ニ付テハ内地開郵便爲替ノ例ニ依ル但シ時宜ニ依リ之ガ
取扱ニ制限ヲ附スルコトアリ
- (ロ) 取扱ノ細部ニ付テハ直接關係事務主管職間ニ於テ協議決定スルモ
ノトス

一終

寫

稿

官房機密第一一六二六號 昭和十七年九月十五日決裁

南西方面艦隊軍政擔任地域ニ於ケル
郵便爲替取扱要綱ニ關スル件仰裁

首題ノ件別紙ノ通定ノ實施スルコトトシ可然哉

海軍

(花崎納)

在南西方面郵便爲替取扱郵便局々爲替記号注局番号

郵便局名	爲替記号	局番号
マカソセル	遠イ	海軍一
メナド	遠ろ	海軍二
バンゼルマリン	遠は	海軍三
ハリウパン	遠に	海軍四
ホニヤヤ	遠ほ	海軍五
アコホ	遠と	海軍六

(花崎納)

海軍

寫

秘

官房機密第一一六二六號 昭和十七年九月十五日決裁
 南西方面艦隊軍政擔任地域ニ於ケル
 郵便爲替取扱要綱ニ關スル件仰裁
 首題ノ件別紙ノ題定メ實施スルコトトシ可然哉

(花崎納)

海軍

在南西方面郵便爲替取扱郵便局久島支局に於て
 在る郵便局名

マカソケル	遠い	海軍一
メナド	遠ろ	海軍二
バンビエルマレン	遠は	海軍三
バリクパン	遠に	海軍四
ホンチャラ	遠は	海軍五
アコホン	遠と	海軍六

(花崎納)

海軍

(別紙)

南西方面艦隊軍政擔任地域ニ於ケル
郵便爲替取扱要綱

南西方面艦隊軍政擔任地域ニ於ケル民政實施機關ノ整備並ニ經濟開發ノ進展及本邦人進出増加ニ伴ヒ左ノ各號ニ依リ郵便爲替事務ヲ開始スルモノトス

一 種類

差向通常爲替及小爲替ノ二種トシ電信爲替ハ追テ之ガ取扱ヲ開始スルモノトス

二 取扱地域

(1) 差向帝國及南西方面艦隊軍政擔任地域間及南西方面艦隊軍政擔任地域内トス

(2) 南西方面艦隊軍政擔任地域ト陸軍軍政擔任地域トノ郵便爲替ノ交換ニ付テハ本要綱ニ準ジ追テ現地海陸軍間ニ於テ協議ノ上實施スルモ

海軍

ノトス

(3) 南西方面艦隊軍政擔任地域ト滿洲國及中華民國間トノ郵便爲替ノ交換ニ付テハ現地ニ於ケル諸情勢ヲ考慮ノ上追テ開始時機ヲ決定スルモノトス

三 爲金額ノ表示、受拂通貨

爲替金額ハ本邦通貨圓及錢ヲ以テ表示シ現地側ニ於ケル受拂通貨ハ當分ノ内軍用手票ニ限ルモノトス

四 爲金額制限

本邦内國郵便爲替ニ於ケルト同額トス

五 爲送金制度

帝國振出ノモノニ付テハ爲替管理法ニ依ルモノトシ現地振出ノモノニ付テハ現地ニ於ケル爲替管理ノ方針ニ依ルモノトス

六 證書ノ有効期間

海軍

郵便爲替證書ノ有効期間ハ其ノ發行ノ日ヨリ百二十日トス

取扱局

(イ) 郵便局事務

帝國及南西方面艦隊軍政擔任地域外トノ爲替事務取扱郵便局ヲ左ノ
通トシ南西方面艦隊軍政擔任地域内ニ於ケル爲替事務取扱郵便局ハ
南西方面艦隊民政府總監之ヲ定ムルモノトス

マカツサル郵便局 (爲替記號ハ「遠」司番號ハ「海軍一」トス)	「遠」	「海軍一」トス
ノナド同	「遠」	「海軍二」トス
バンジエルマシ同	「遠」	「海軍三」トス
バリツクババン同	「遠」	「海軍四」トス
ボンチヤナツク同	「遠」	「海軍五」トス
アシンボ同	「遠」	「海軍六」トス

(ロ) 直接監運事務 (内地郵便局ニ於ケル)

一類證書調査事務

海軍

セレベス民政府交通土木局
(ハ) 爲替管理廳事務 (原符ト拂濟證書ノ照査及
再度爲替證書發行事務等)

當分ノ内遞借省貯金局

ハ 資金ノ計理

現地側ニ於ケル郵政爲替ニ要スル資金ハ貯金局ニ於テ之ガ計理ヲ爲
シ現地郵便局ニ於テ資金ノ缺乏ヲ來シタルトキハ之ガ補充ヲ貯金局
ニ請求シ又過超金ヲ生ジタルトキハ同局ニ納付スルモノトス
資金及過超金ノ授受ニ付テハ現地各郵便局ト日本銀行現地代理店ト
ノ間ニ日本銀行便ニ依リ之ヲ爲スモノトス

ハ 所要物品

本業務ニ關シ現地側ニ於テ使用スル物品ハ成ルベク現地ニ於テ之ヲ
調辨スルモ、現地ニ於テ調辨スルコト能ハザルモノハ便宜遞借省ニ
委讞シ之ガ調辨ヲ爲スモノトス

海軍

取扱開始期日

昭和十七年十二月一日ヲ日途トシ準備ヲ進ムルモノトシ追テ決定ノ上關係各部ニ通知ス

其ノ他

- (イ) 其ノ他ニ付テハ内外地間郵便爲替ノ例ニ依ル、但シ時靈ニ依リ之ガ取扱ニ制限ヲ附スルコトアリ
- (ロ) 取扱ノ細部ニ付テハ直接關係事務主管職間ニ於テ協議決定スルモノトス

(終)

海軍

官房機密第一一六二六號ノ二

昭和十七年九月十五日

遞信次官殿

海軍次官

南西方面艦隊軍政擔任地域ニ於ケル郵便爲替取扱要綱ニ關スル件照會

首題ノ件別紙ノ通定メラレ候條可然御取計ヲ得度

(別紙添)

(終)

海軍

寫 秘

南方政務部首長訓令

首題ノ件別紙ノ通定ノ實施スルコトトシ可然哉

南西方面艦隊軍政擔任地域ニ於ケル
郵便爲替取扱要綱ニ關スル件仰裁
昭和十七年九月十五日
官廳總務第一六三六號決裁 濟

17-5-15

海軍

REEL No. A-1179

昭和十七年 月 日

兵 備 局 長

南西方面艦隊參謀長 殿
南西方面艦隊民政府總監

郵便爲替取扱ニ關スル件申進

南西方面艦隊軍政擔任地域ニ於ケル郵便爲替取扱要綱ニ關スル件別紙ノ
通定メラレ候條可然取扱相成度

(別紙添)

(終)

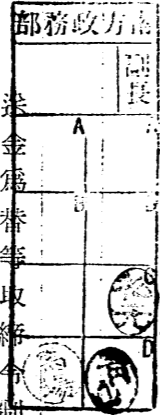
海 軍

民政府財金機密第三八號

昭和十七年十二月十一日

南西方面艦隊民政府財務局長

海軍省南方政務部長殿



送金爲替等取扱ニ關スル件照會寫送付

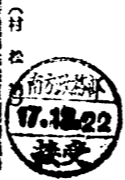
首題ノ件十二月一日附發遣致候處爲念別紙寫及送付候

追而本件ハ明年一月一日ヨリ實施ノ方針ニ有之候條至急電信ヲ以テ

貴見回示相成度

新田

海 軍



寫

民政府財金機密第三三號

昭和十七年十二月一日

南西方面艦隊 民政府總監

海軍省南方政務部長殿

送金爲替等取締令制定實施ノ件協議

民政府管轄地區ト本邦其ノ他各地トノ送金ノ取扱及通貨搬出入ニ關シ別紙ノ通取締令ヲ制定昭和十八年一月一日ヨリ實施致度候條關係方面ニ連絡ノ上貴見至急同示相成度
追而準備ノ都合モ有之ニ付電信ヲ以テ同示相成度

(終)

海軍

(別紙添)

- 一、送金爲替等取締令案
- 二、送金爲替等取締令ニ依ル許可申請書ノ處理手續及許可方針ノ件

(寫送付先)

南西方面艦隊參謀長

海軍省 經理局長

(封込)

海軍